

周南市障害福祉計画

平成 24 年度～平成 26 年度（第 3 期）

平成 24 年 3 月

目 次

第1章 策定に当たって	4
1 障害者制度の改革について	
(1) 障害者基本法の改正	
(2) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向けて	
2 計画について	6
(1) 計画の位置付けと性格	
(2) 計画の期間	
(3) 達成状況の点検と評価	
第2章 周南市の障害者の現状と課題	7
1 障害者の現状	
(1) 障害者手帳所持者数の推移	
(2) 身体障害者の状況	8
ア 身体障害者手帳帳者所持者数の推移	
イ 障害種別手帳所持者数の推移	9
ウ 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移	10
(3) 知的障害者(療育手帳所持者)の状況	11
ア 知的障害者(療育手帳所持者)数の推移	
イ 障害等級別療育手帳所持者数の推移	12
(4) 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療 受給者)数の状況	13
ア 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	
イ 障害等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移	14
ウ 精神通院医療受給者数の推移	15
(5) 障害福祉サービスの支給決定者数	16
(6) 障害程度区分別認定者数	17
ア 障害程度区分別認定者数の推移	
イ 障害別障害程度区分の状況	18
2 第2期の指定障害福祉サービス等の利用実績	19
(1) 訪問系サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 指定相談支援	20
(4) 第2期の指定障害福祉サービスの利用実績について	
(5) 地域生活支援事業	21

3	第3期計画の課題	-----	22
	(1) 地域生活移行のための支援体制の充実		
	(2) 就労支援体制の充実		
第3章	計画の基本的な考え方	-----	23
1	基本的理念		
	(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重		
	(2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応した地域生活基盤の整備		
2	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方		
	(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の整備を推進		
	(2) グループホーム等の充実を図り、入所・入院から地域生活への移行		
	(3) 福祉施設から一般就労への移行等を推進		
	(4) 障害児支援のための基盤整備		
3	相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	-----	25
	(1) 相談支援の担い手の確保と基幹相談支援センターの設置		
	(2) 周南市地域自立支援協議会の機能と役割		
第4章	平成26年度の数値目標と達成のための取組み	-----	27
1	施設入所者の地域生活への移行		
2	福祉施設の利用者の一般就労への移行	-----	28
第5章	指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	-----	29
1	訪問系サービス		
	(1) 今後の見込量		
	(2) 今後の方策		
2	日中活動系サービス		
	(1) 今後の見込量		
	(2) 今後の方策		
3	居住系サービス	-----	30
	(1) 今後の見込量		
	(2) 今後の方策		
4	指定相談支援サービス	-----	31
	(1) 今後の見込量		
	(2) 今後の方策		

第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み	32
1 相談支援事業	
2 コミュニケーション支援事業	
3 日常生活用具給付等事業	33
4 移動支援事業	
5 地域活動支援センター	34
6 奉仕員養成研修事業	
7 その他の地域生活支援事業	
参考資料	35

第1章 策定に当たって

1 障害者制度の改革について

(1) 障害者基本法の改正

障害者権利条約の締結に向けて、必要な国内法の整備を進め、また障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月に、内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。この本部の下で、平成22年1月から障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、同年の6月と12月の2回、障害者制度改革の推進のための意見が取りまとめられました。これを受けて、政府は障害者基本法の改正案を国会へ提出し、平成23年7月に可決成立しました。

【障害者基本法改正の概要（総則関係のみ）】

- 法律の目的は、障害の有無に関らず一人ひとりが大切にされる共生社会の実現。
- 社会的障壁（障害がある者にとって障壁となる事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）に対して、合理的な配慮がされるべき。
- 全ての障害者に、
 - ・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
 - ・どこで誰と生活するかを選択の機会の確保
 - ・コミュニケーション手段の選択の機会の確保
 - ・情報の取得・利用手段の選択の機会の拡大が図られることにより共生社会の実現を図る。
- 国、地方公共団体は、施策を講ずるに当たって、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

(2) 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けて

障害者に係る総合的な福祉法制の制定に向けた検討を行うため、平成22年4月に「障がい者制度改革推進会議」の下に、「総合福祉部会」が設けられました。

同年の6月には政府が、障がい者制度改革推進会議の第一次意見を尊重した「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を定め、

「応能負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等」を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿っ

て必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。」としました。

総合福祉部会は、平成23年8月までに18回開催され、8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言―新法の制定を目指して―」がまとめられました。この骨格提言は、障害者権利条約と平成22年1月の基本合意文書（厚生労働省と障害者自立支援法訴訟原告団との間で結ばれたもの。）の2つを基本的な指針とし、新法に次の6つの目標を求めています。

① 障害のない市民との平等と公平

障害は誰にでも起こりうるという前提に立ち、障害があっても市民として尊重されるためには、平等性と公平性の確保が何よりの条件となります。

② 谷間や空白の解消

障害の種別間での谷間や、学校生活と放課後、働く場と住まい、消費生活などのいろいろな場面で発生する制度間の空白の解消を図っていきます。

③ 格差の是正

障害者のための環境は、地方自治体の財政事情などによって質・量とも大きく異なっています。地方自治体間の合理性を欠いた格差の是正を目指します。

④ 放置できない社会問題の解決

精神障害者の「社会的入院」や、知的や重複の障害者の長期的施設入所は依然としてあり、障害者への介助の大部分を家族に依存する状況も続いています。これらを解消するために地域での支援体制を確立します。

⑤ 本人のニーズに合った支援サービス

支援サービスを決定する際に、本人の希望が表明でき、それが尊重されるような支援サービスの決定システムを開発していきます。

⑥ 安定した予算の確保

制度を実質化させていくためには財政面の裏打ちが条件となります。当面の課題として、障害者福祉予算の水準をOECD加盟国の平均並みに確保することにより、安定した財政基盤を図ることができま

2 計画について

(1) 計画の位置付けと性格

周南市障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づき、国の「基本的な指針」（障害者自立支援法第87条第1項に定めるもの。以下「指針」と言います。）に即して作成するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定めることとされています。

周南市では平成19年5月から周南市地域自立支援協議会が、設置、運営されていますので、周南市地域自立支援協議会での協議を踏まえて作成します。

なお、障害者自立支援法第88条第4項に規定する「障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画（計画期間：平成22年度～平成26年度）」は平成21年度に、「社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）」は平成22年度に策定されています。これらの計画と本計画との整合を図りながら、策定することになっています。

周南市まちづくり総合計画（地方自治法）

周南市地域福祉計画（社会福祉法）

周南市障害者福祉計画（障害者基本法）

周南市障害福祉計画〔第3期〕（障害者自立支援法）

(2) 計画の期間

本計画の期間は、指針に即し、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

(3) 達成状況の点検と評価

計画に定める障害福祉サービス等の見込量、地域生活への移行・一般就労への移行の達成状況を、毎年度、周南市地域自立支援協議会において、点検、評価していきます。

第2章 周南市の障害者の現状と課題

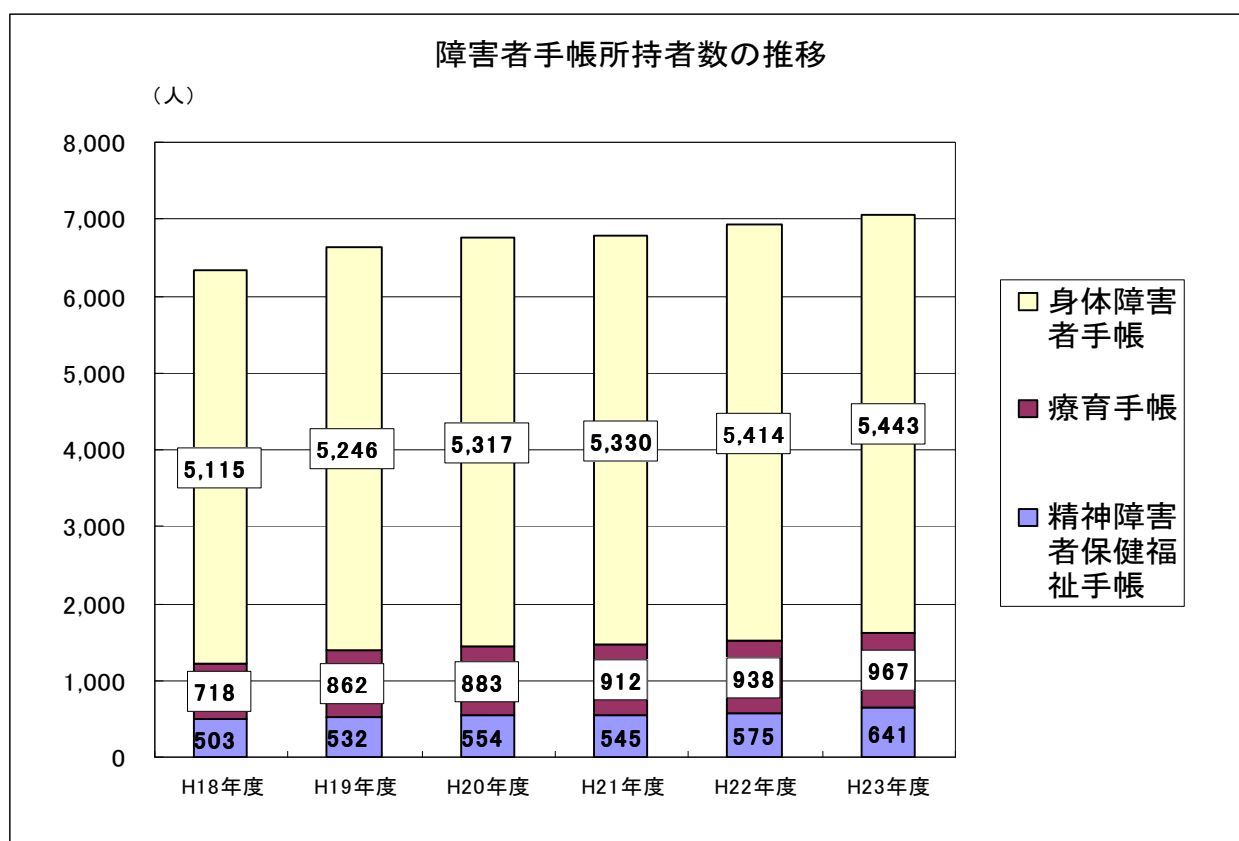
1 障害者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

各年度の4月1日現在の数値です。

単位：人、%

年 度	総人口(a)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手帳 所持者	障害者手帳 所持者 (b)	対人口 (a/b)
H18年度	155,902	5,115	718	503	6,336	4.06
H19年度	154,968	5,246	862	532	6,640	4.28
H20年度	153,986	5,317	883	554	6,754	4.39
H21年度	153,685	5,330	912	545	6,787	4.42
H22年度	153,228	5,414	938	575	6,927	4.52
H23年度	152,393	5,443	967	641	7,051	4.63



障害者手帳所持者数は、平成23年4月1日現在で7,051人です。

平成18年度と比較すると715人、11.3%の増加、1年あたり平均約120人ずつ増えてきています。

身体障害者手帳所持者が328人、療育手帳所持者（知的障害）が

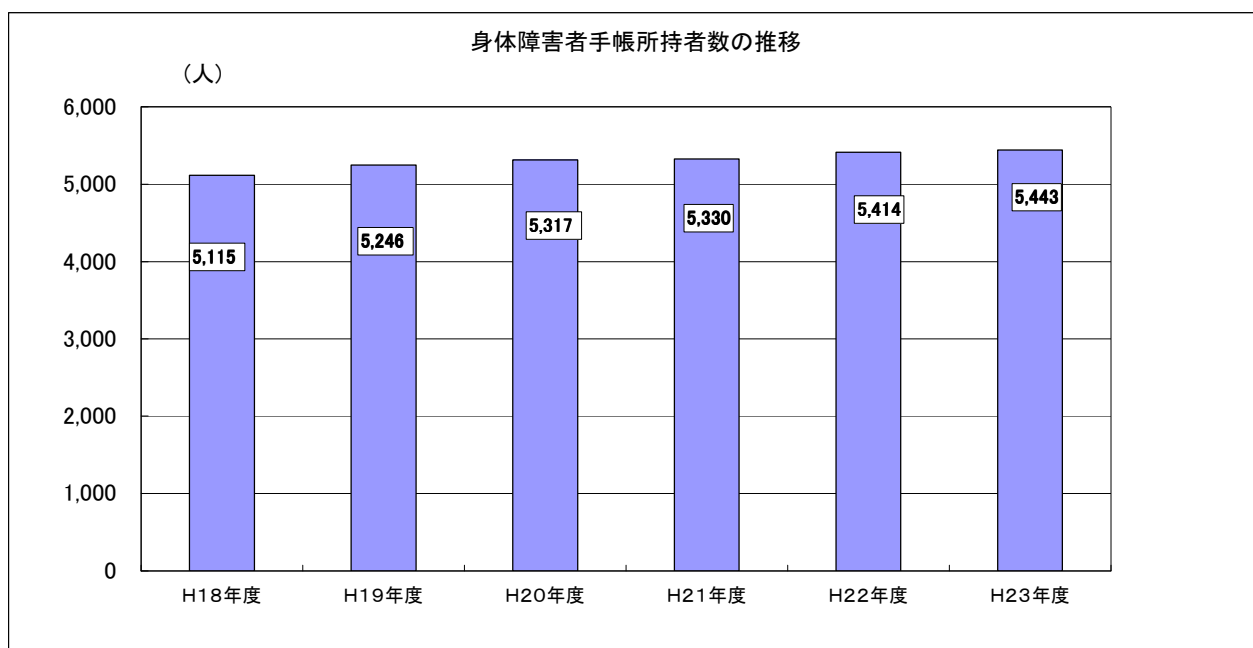
249人、精神障害者保健福祉手帳所持者が138人の増加で、増加した割合は、身体障害者手帳所持者6%、療育手帳支持者35%、精神障害者保健福祉手帳所持者27%となっています。

(2) 身体障害者の状況

ア 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

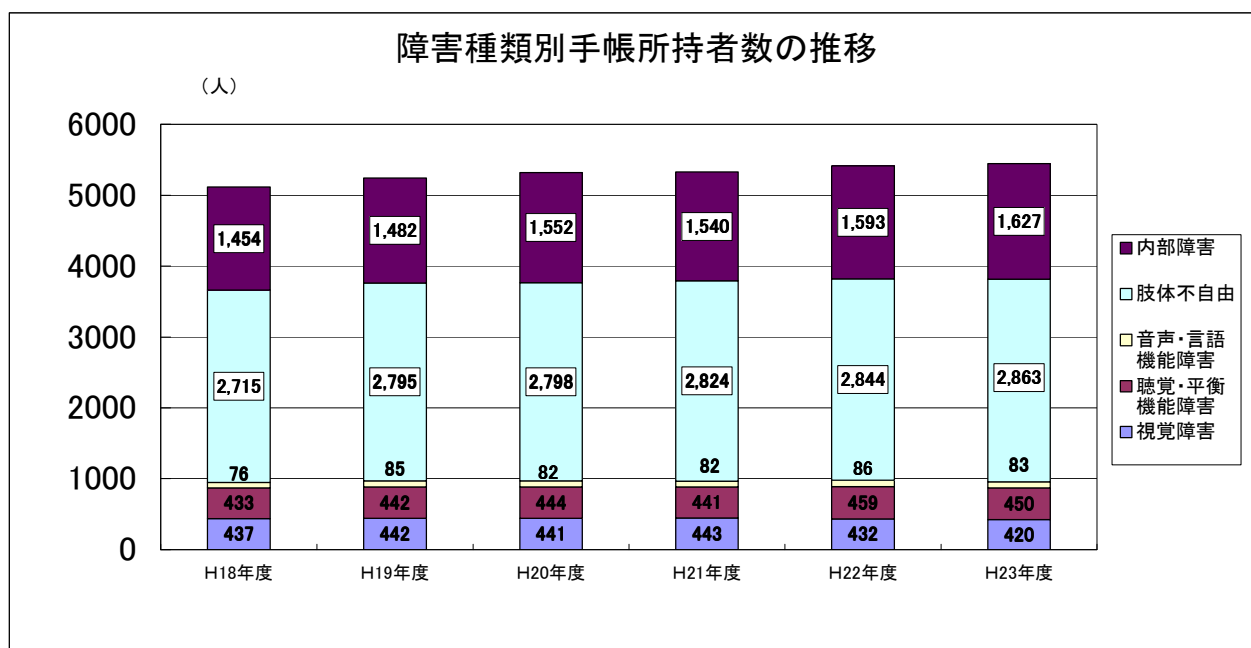
	総人口 (a)	身体障害者数 (b)	対人口比 (b/a)
H18年度	155,902	5,115	3.28
H19年度	154,968	5,246	3.39
H20年度	153,986	5,317	3.45
H21年度	153,685	5,330	3.47
H22年度	153,228	5,414	3.53
H23年度	152,393	5,443	3.57



イ 障害種類別手帳所持者数の推移

単位：人

年 度	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢 体 不自由	内部障害	合 計
H18年度	437	433	76	2,715	1,454	5,115
H19年度	442	442	85	2,795	1,482	5,246
H20年度	441	444	82	2,798	1,552	5,327
H21年度	443	441	82	2,824	1,540	5,330
H22年度	432	459	86	2,844	1,593	5,414
H23年度	420	450	83	2,863	1,627	5,443



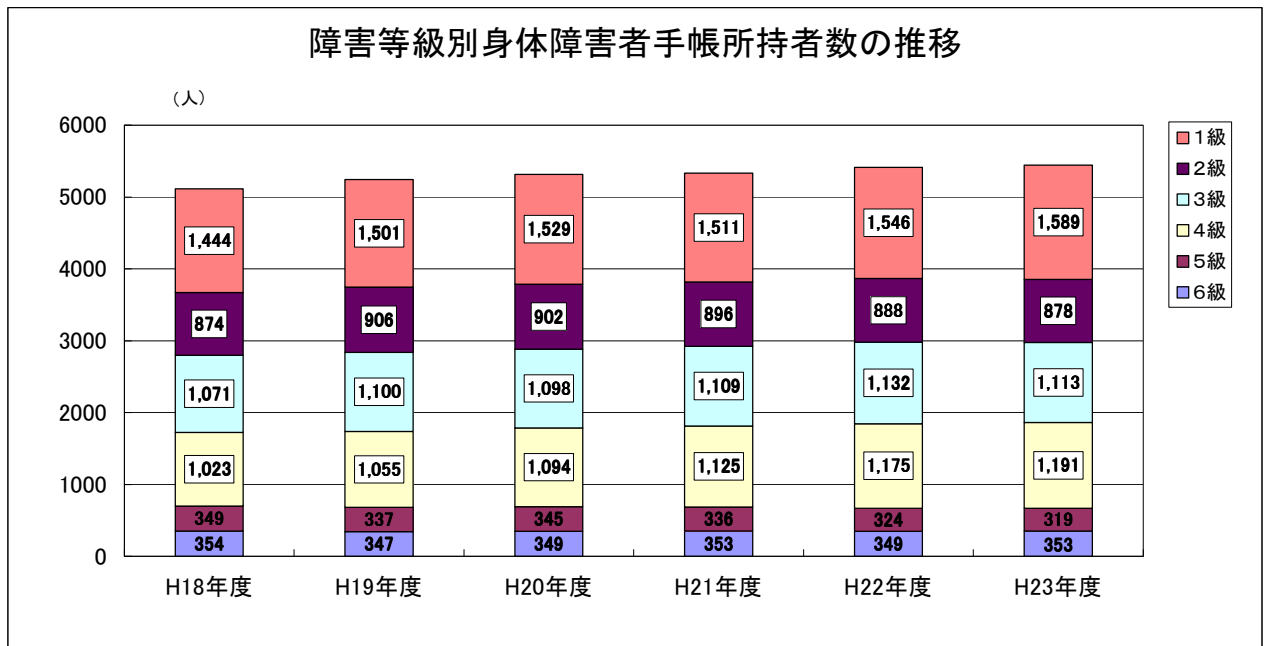
種類別手帳所持者数は、平成23年4月1日現在で「肢体不自由」が2,862人で最も多く全体の52.6%を占めています。次に、「内部障害（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、直腸・小腸機能障害など）」が1,627人で、全体の29.9%を占めます。このほか、「聴覚・平衡障害」が450人、「視覚障害」が420人、「音声・言語機能障害」が83人です。

平成18年度と比較すると、最も多く増えたのは「内部障害」で173人増え、その次に「肢体不自由」が148人増えています

ウ 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

年 度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
H18年度	1,444	874	1,071	1,023	349	354	5,115
H19年度	1,501	906	1,100	1,055	337	347	5,246
H20年度	1,529	902	1,098	1,094	345	349	5,317
H21年度	1,511	896	1,109	1,125	336	353	5,330
H22年度	1,546	888	1,132	1,175	324	349	5,414
H23年度	1,589	878	1,113	1,191	319	353	5,443



障害等級別身体障害者手帳所持者数は、平成23年4月1日現在で「1級」が最も多く1,589人、「2級」の878人を加えると合計2,467人で、1級と2級で全体の45.3%を占めています。

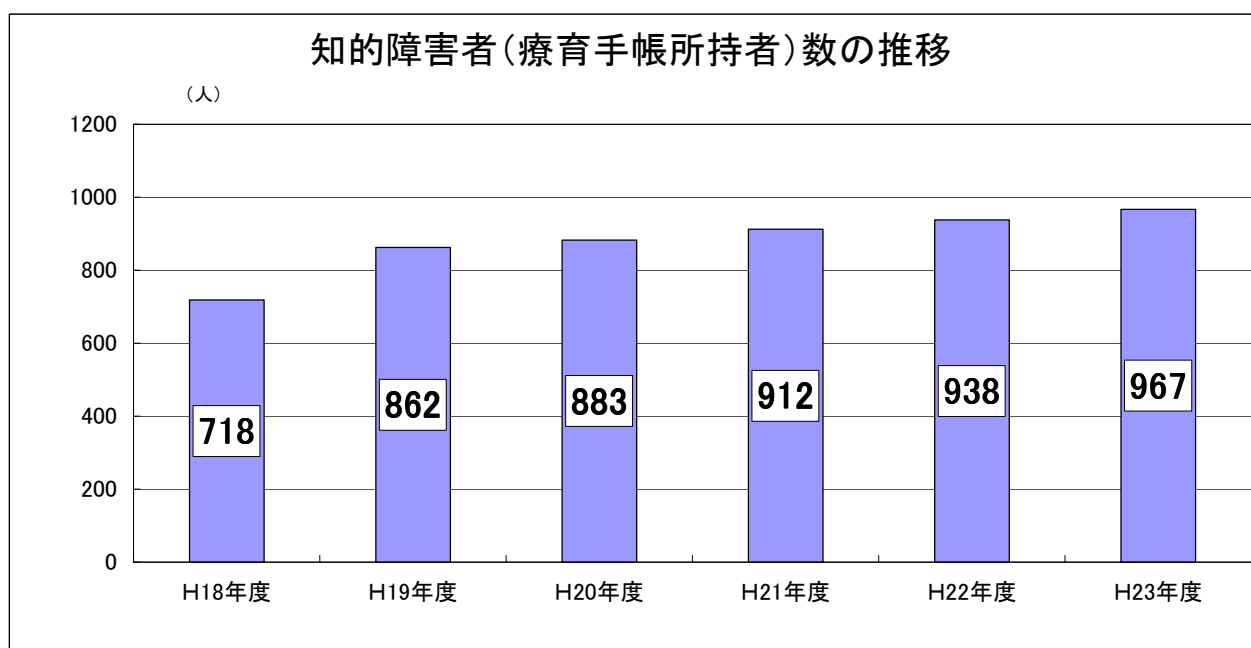
平成18年度と比較すると、最も増えたのは「4級」で168人増え、その次に「1級」が145人増えています。

(3) 知的障害者（療育手帳所持者）の状況

ア 知的障害者（療育手帳所持者）数の推移

単位：人、%

年 度	総人口（a）	知的障害者数（b）	対人口比（b/a）
H18年度	155,902	718	0.46
H19年度	154,968	862	0.56
H20年度	153,986	883	0.57
H21年度	153,685	912	0.59
H22年度	153,228	938	0.61
H23年度	152,393	967	0.63



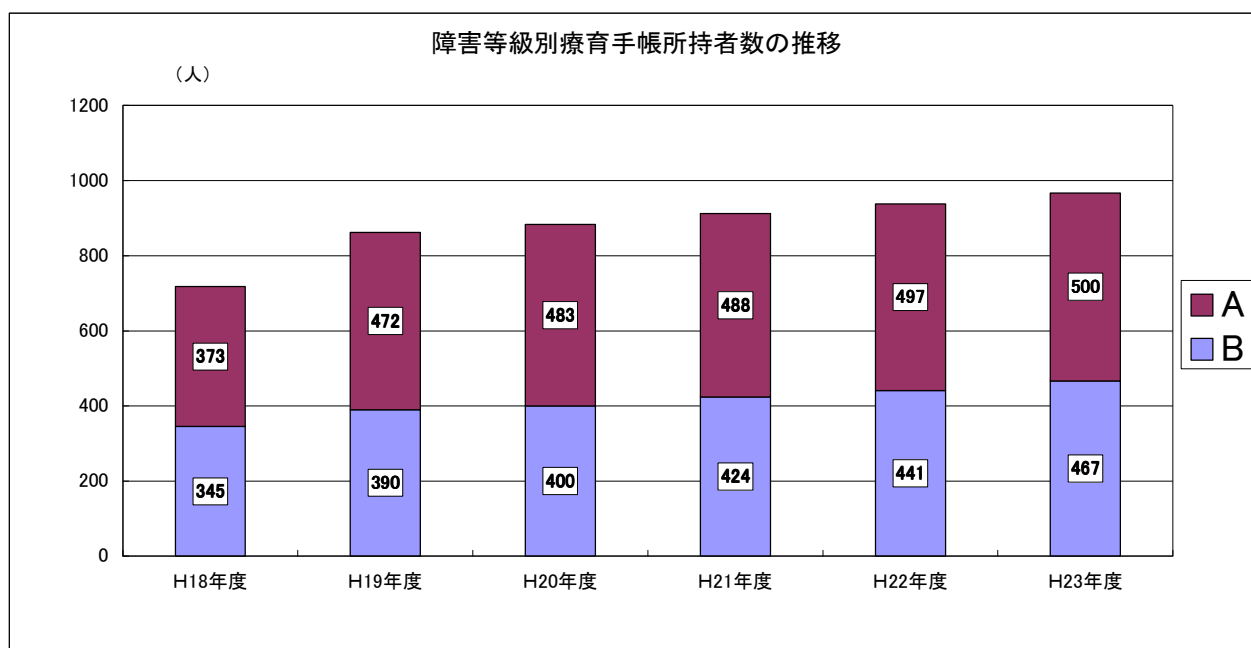
知的障害者（療育手帳所持者）数は、平成23年4月1日現在で967人、対人口比は、0.63%です。

平成18年度と比較すると249人増え、年平均約42人ずつ増えています。平成18年度から知的障害者数は、34.7%増え、対人口比でも0.17%増えています。

イ 障害等級別療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

年 度	A (a)	B	合計 (b)	Aの比率 (a/b)
H18年度	373	345	718	51.95
H19年度	472	390	862	54.76
H20年度	483	400	883	54.70
H21年度	488	424	912	53.51
H22年度	497	441	938	52.99
H23年度	500	467	967	51.71



障害等級別療育手帳所持者数は、平成23年4月1日現在で「A」が500人で、全体の51.7%を占めています。

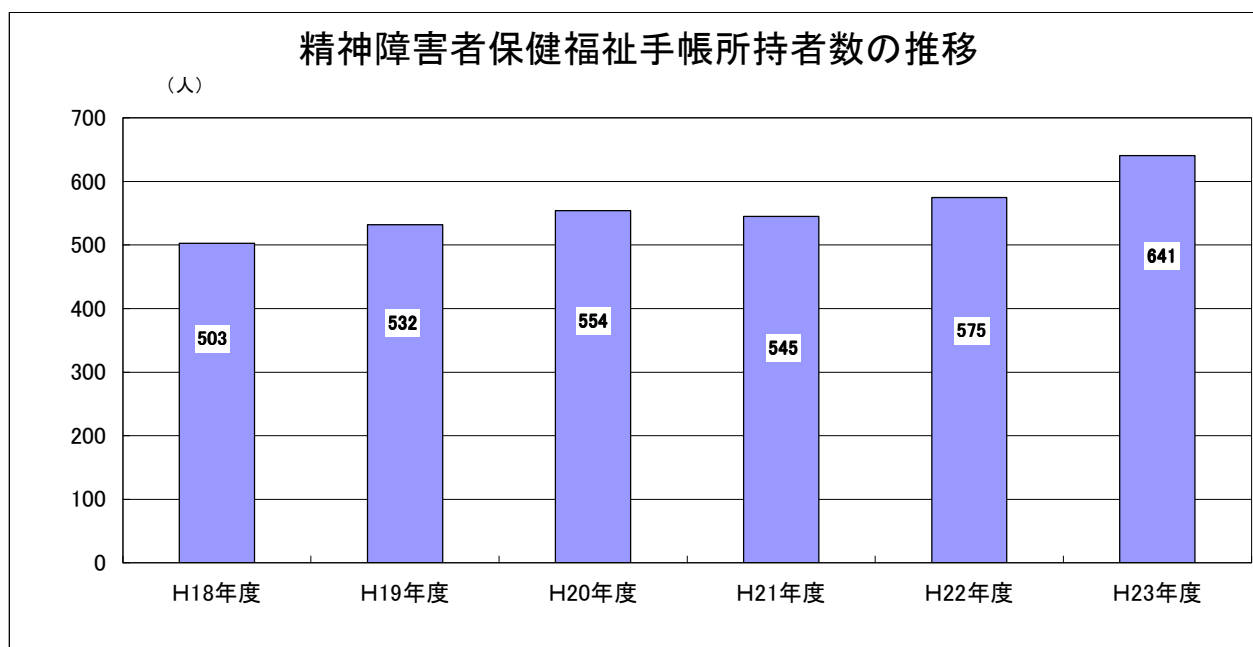
平成18年度と比較すると、「A」が127人、「B」が122人増えています。

(4) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者・精神通院医療受給者）数の状況

ア 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人、%

年 度	総人口（a）	精神障害者保健福祉手帳所持者数（b）	対人口比（a / b）
H18年度	155,902	503	0.32
H19年度	154,968	532	0.34
H20年度	153,986	554	0.36
H21年度	153,685	545	0.35
H22年度	153,228	575	0.36
H23年度	152,393	641	0.42

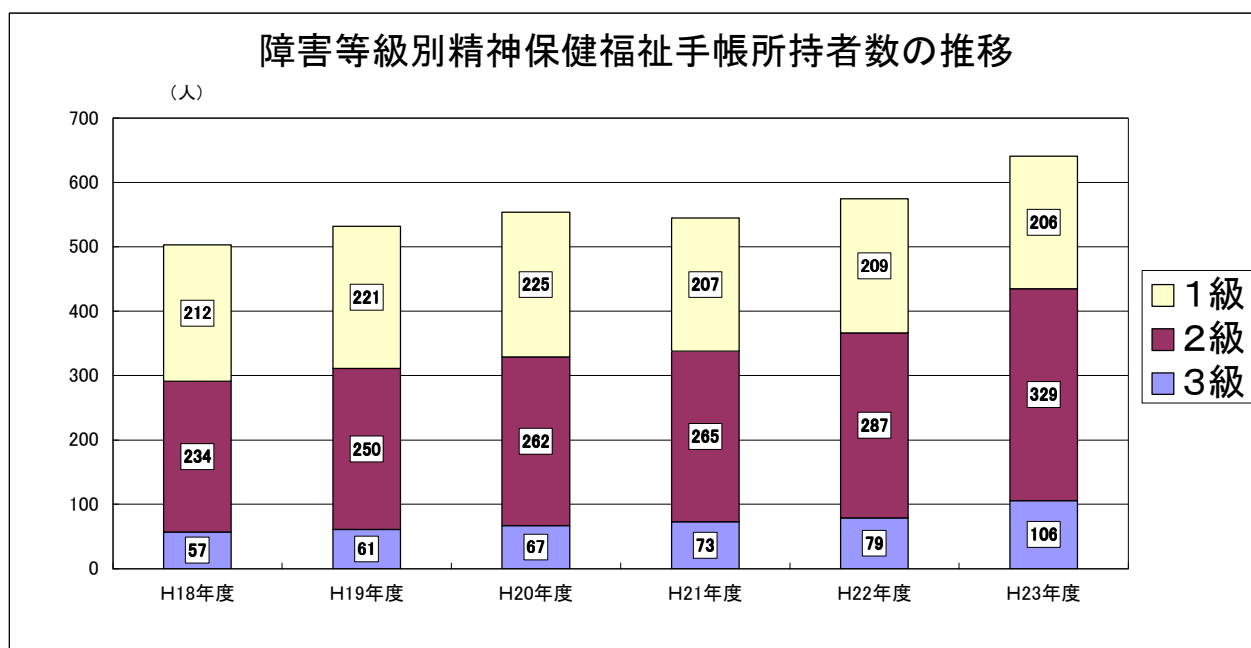


精神保健福祉手帳所持者数は、平成23年4月1日で641人です。平成18年度と比較すると138人増え、年平均23人増えています。平成18年度から精神保健福祉手帳所持者数は、27.4%増え、対人口比でも0.32%から0.42%に増えています。

イ 障害等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移

単位 人

年 度	1 級	2 級	3 級	合計
H18 年度	212	234	57	503
H19 年度	221	250	61	532
H20 年度	225	262	67	554
H21 年度	207	265	73	545
H22 年度	209	287	79	575
H23 年度	206	329	106	641



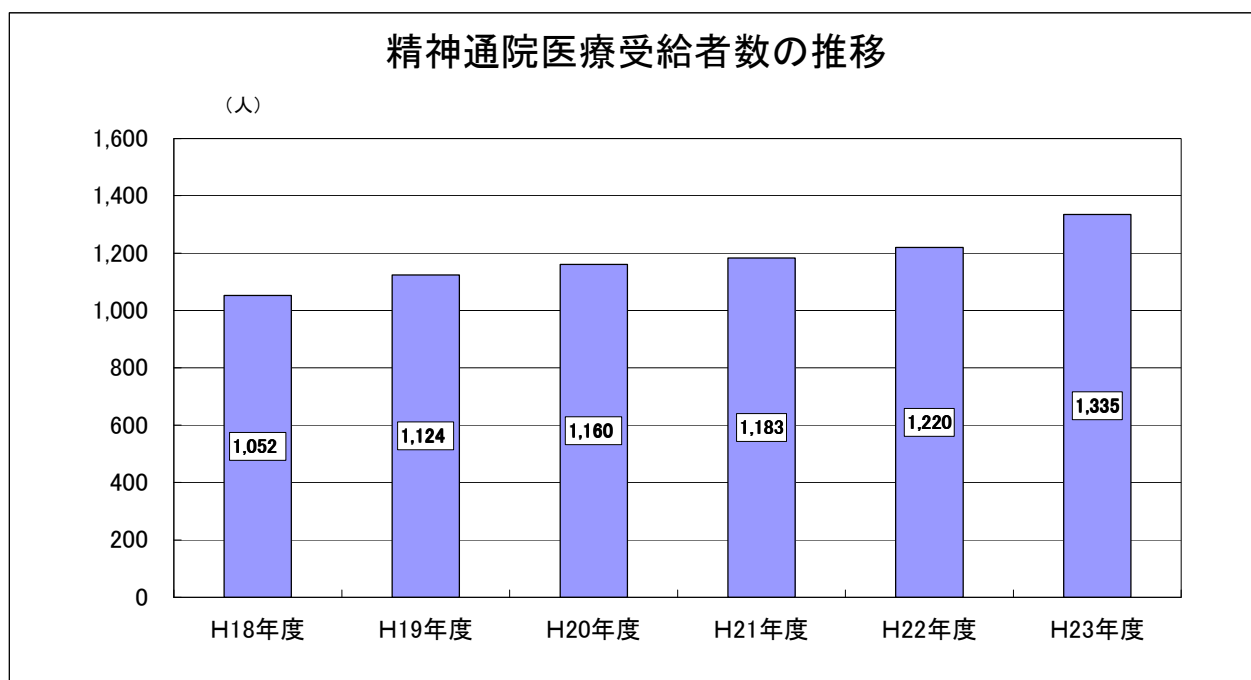
障害等級別精神保健福祉手帳所持者数は、平成23年4月1日で「1級」が206人(32.1%)、「2級」が329人(51.4%)、「3級」が106人(16.5%)となっています。

平成18年度と比較すると、「2級」が95人、「3級」が49人増えています。「1級」は6人減っています。

ウ 精神通院医療受給者数の推移

単位 人、%

年 度	総人口 (a)	受給者数 (b)	対人口比 (a / b)
H18 年度	155,902	1,052	0.67
H19 年度	154,968	1,124	0.73
H20 年度	153,986	1,160	0.75
H21 年度	153,685	1,183	0.77
H22 年度	153,228	1,220	0.80
H23 年度	152,393	1,335	0.88



精神通院医療受給者数は、平成23年4月1日現在で1,335人です。平成18年度と比較すると、283人増え、年平均約47人増えています。平成18年度から精神通院医療受給者数は、26.9%増え、対人口比でも0.67%から0.88%に増えています。

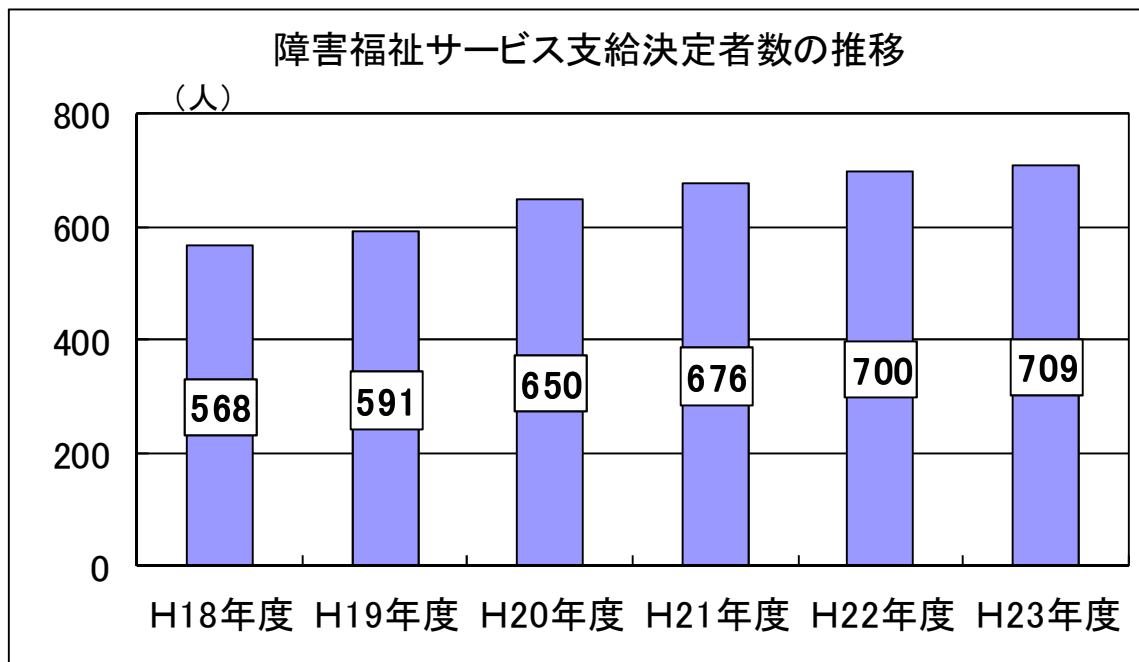
(5) 障害福祉サービスの支給決定者数

障害福祉サービスを利用するため、その支給決定を受けた人の数です。平成18年度は障害者自立支援法の施行時（平成18年10月1日）で、他の年度は4月1日の人数です。

単位：人

年 度	実支給決定者数
H18年度	568
H19年度	591
H20年度	650
H21年度	676
H22年度	700
H23年度	709

施行時からの4年半で支給決定者は141人、25%増加してきました。



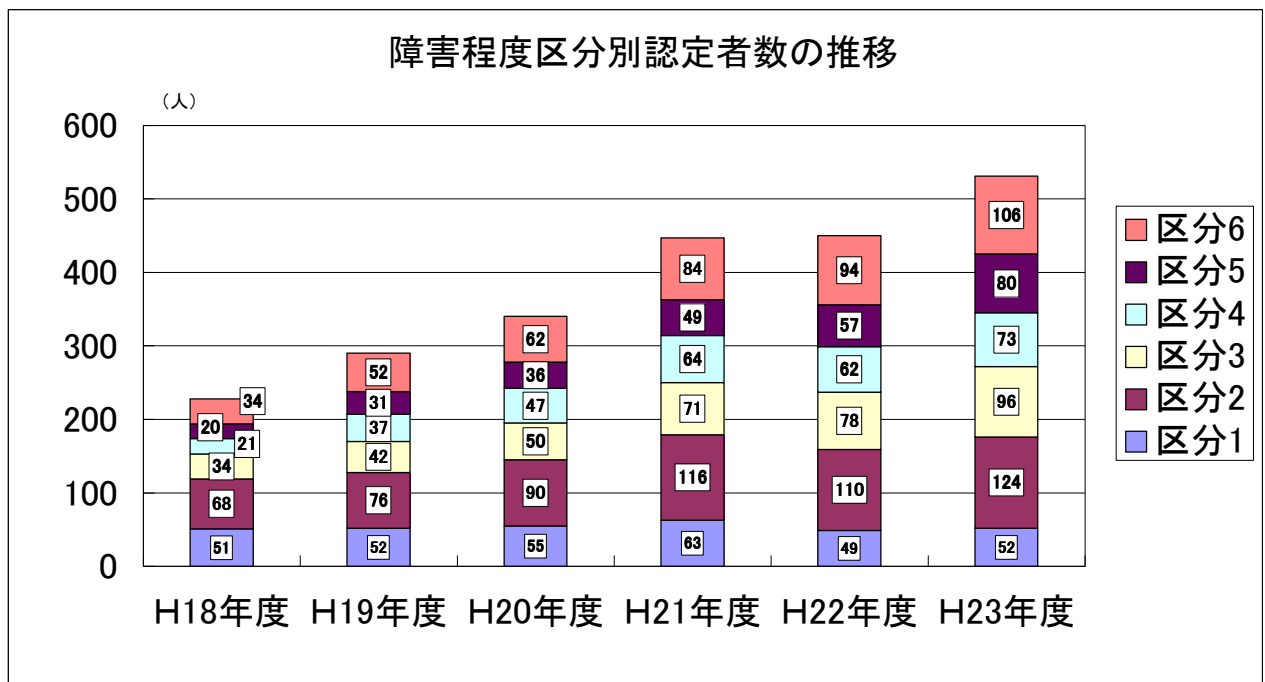
(6) 障害程度区分別認定者数

障害者自立支援法の施行により、介護給付の必要度を表す「障害程度区分」が導入されました。これは、さまざまな状態の障害者等が支援の必要度に応じて、公平にサービスを受けるための客観的な基準となるものです。

ア 障害程度区分別認定者数の推移

単位 人

年 度	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
H18 年度	51	68	34	21	20	34	228
H19 年度	52	76	42	37	31	52	290
H20 年度	55	90	50	47	36	62	340
H21 年度	63	116	71	64	49	84	447
H22 年度	49	110	78	62	57	94	450
H23 年度	52	124	96	73	80	106	531



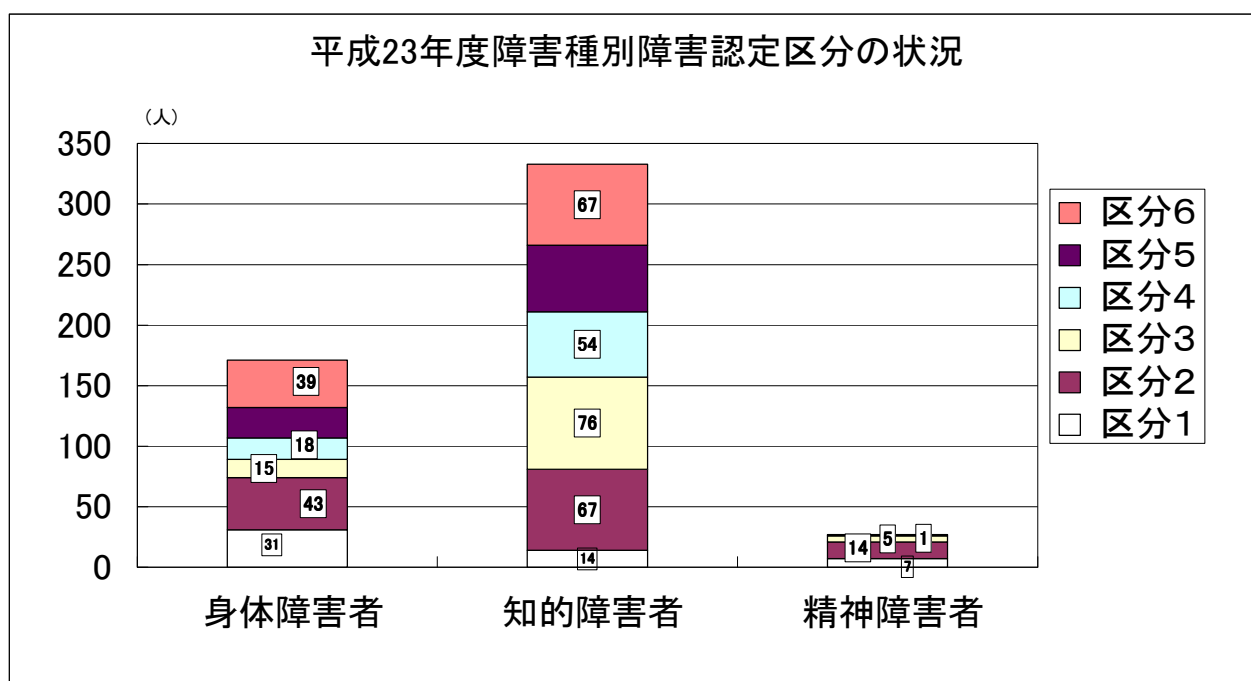
この障害程度区分の認定者は施行当時（平成18年10月1日）は228人ですが、平成23年4月1日現在で531人と約2.3倍になっています。

平成23年4月1日現在で「区分2」が最も多く124人、次に多いのが「区分6」で106人です。

イ 障害別障害程度区分の状況

単位 人

障害種別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合(%)
身体障害者	31	43	15	18	25	39	171	32.2
知的障害者	14	67	76	54	55	67	333	62.7
精神障害者	7	14	5	1			27	5.1
合計	52	124	96	73	80	106	531	100.0
割合(%)	9.8	23.4	18.1	13.7	15.1	20.0	100.0	—



障害種別では、平成23年4月1日現在で「知的障害者」が最も多く333人で、全体の62.7%を占めています。身体障害者は171人で、32.2%、精神障害者は27人で5.1%です。

2 第2期の指定障害福祉サービス等の利用実績

(1) 訪問系サービス

区 分	単 位		H21 年度	H22 年度	H23 年度
居宅介護	延利用時間	予 想	23,618	24,286	24,823
		実 績	20,571	20,152	20,799
	利用者数 (人/月)	予 想	110	113	116
		実 績	94	92	94
重度 訪問介護	延利用時間	予 想	28,680	28,680	28,680
		実 績	26,260	27,336	27,961
	利用者数 (人/月)	予 想	5	5	5
		実 績	5	6	6
行動援護	延利用時間	予 想	0	810	1,620
		実 績	0	0	0
	利用者数 (人/月)	予 想	0	11	22
		実 績	0	0	0
重度障害者 等包括支援	延利用時間	予 想	0	8,755	17,510
		実 績	0	0	0
	利用者数 (人/月)	予 想	0	1	2
		実 績	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

区 分	単 位		H21 年度	H22 年度	H23 年度
生活介護	延利用日数	予 想	28,750	47,150	57,500
		実 績	34,723	38,485	51,216
	利用者数	予 想	125	205	250
		実 績	159	163	213
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	予 想	480	720	1,200
		実 績	0	125	0
	利用者数	予 想	2	3	5
		実 績	0	1	0
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	予 想	4,320	12,480	12,480
		実 績	2,719	3,194	3,151
	利用者数	予 想	18	52	52
		実 績	14	18	17
就労移行 支援	延利用日数	予 想	220	4,400	4,400
		実 績	3,981	5,445	4,246
	利用者数	予 想	1	20	20
		実 績	18	22	17

区 分	単 位		H21 年度	H22 年度	H23 年度
就労継続 支援（A型）	延利用日数	予 想	4,000	5,600	5,600
		実 績	4,540	5,116	5,493
	利用者数	予 想	20	28	28
		実 績	24	24	27
就労継続 支援（B型）	延利用日数	予 想	19,000	31,200	31,000
		実 績	22,350	26,861	31,903
	利用者数	予 想	95	156	155
		実 績	108	123	141
療養介護	延利用日数	予 想	0	0	0
		実 績	0	0	420
	利用者数	予 想	0	16	33
		実 績	1	1	1
児童デイ サービス	延利用日数	予 想	0	432	936
		実 績	109	198	528
	利用者数	予 想	0	6	13
		実 績	5	8	14
短期入所	延利用日数	予 想	2,067	2,120	2,120
		実 績	1,150	951	1,255
	利用者数	予 想	39	40	40
		実 績	17	16	19

(3) 指定相談支援

障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者等、計画的なプログラムが必要な利用者に対し、指定相談支援事業者が利用計画書を作成するサービスです。

区 分	単 位		H21 年度	H22 年度	H23 年度
指定相談支援	利用者数	予 想	0	14	29
		実 績	0	0	0

(4) 第2期の指定障害福祉サービスの利用実績について

訪問系サービスのうち、居宅介護と重度訪問介護の利用実績は、ほぼ横ばいです。サービス提供事業所の不足についての相談はなく、ニーズに応えるだけのサービスが提供できていると考えています。

一方、行動援護と重度障害者等包括支援は、周南圏域内や隣接の圏域にもサービス提供事業所がなく、実績がありません。行動援護へのニーズは、地域生活支援事業の移動支援が、その代替となっています。

日中活動系サービスは、事業所の新体系へ移行が進んだことから、多くのサービスで利用実績が伸びています。

ただ、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援（A型）、短期入所などは、利用実績がほぼ横ばいとなっています。ニーズはあるものの利用実績が伸びないのは、これらのサービスの提供事業所の新設や、既設事業所の定員が拡大していないからだと考えています。

生活介護や就労継続支援（B型）についても、サービス提供事業所の不足についての相談が多く、事業所の新設や定員拡大がない限りは、利用は伸びていきません。

(5) 地域生活支援事業

単位：（ ）内

区 分			H21 年度	H22 年度	H23 年度
相談支援事業 (実施箇所数)	予 想		4	4	4
	実 績		3	3	3
手話通訳者・要約筆記奉仕員 派遣事業 (実利用者数)	予 想		315	325	335
	実 績		347	404	430
日常生活用具給付事業 (給付件数)	介護・訓練 支援用具	予 想	10	10	10
		実 績	5	11	5
	自立生活 支援用具	予 想	30	30	30
		実 績	20	28	27
	在宅療養等 支援用具	予 想	15	15	15
		実 績	10	15	6
	情報・意思疎通 支援用具	予 想	30	30	30
		実 績	40	31	36
	排泄管理 支援用具	予 想	2,555	2,555	2,555
		実 績	2,820	2,844	2,952
	居宅生活動作補助用具 [住宅改修費]	予 想	5	5	5
		実 績	4	2	4
	小 計	予 想	2,645	2,645	2,645
		実 績	2,899	2,931	3,030
事業 移動 支援	(延利用時間)	予 想	2,400	2,400	2,400
		実 績	1,734	1,695	1,371
	(利用者数)	予 想	45	45	45
		実 績	43	44	42

区 分		H21 年度	H22 年度	H23 年度
地域活動支援センター (実施箇所)	予 想	4	4	4
	実 績	4	4	4
手話奉仕員等養成研修事業 (登録見込者数)	予 想	40	45	40
	実 績	49	43	36

地域生活支援事業では、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業の利用者と、排泄管理支援用具の給付件数が予想を上回りました。

平成23年度の移動支援の利用時間が減ったのは、10月より新たな個別給付として同行援護が始まり、視覚障害者の利用が、移動支援から同行援護に移ったことによります。

3 第3期計画の課題

(1) 地域生活移行のための支援体制の充実

施設入所者等の地域への移行を進めていくには、グループホームやケアホームの整備や、地域生活を支える相談支援、居宅での生活を続けていくための訪問系サービスや日中活動系サービスの充実が求められています。

(2) 就労支援体制の充実

障害者の自立と社会参加を進めていくには、障害者の就労を支援する就労移行支援事業の充実と、障害者就労・生活支援センターの役割が重要です。また、周南市地域自立支援協議会の就労部会は、障害者雇用を促進する啓発に取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

指針に基づき、次に掲げることをこの計画の基本的な考え方とします。

1 基本的理念

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

指針の基本的理念にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

共生する社会は、この計画の上位計画にあたる周南市障害者福祉計画に定めた基本理念でもあります。

－障害者福祉計画の基本理念－

『障害のある人もない人も、ともに生きるあたたかいまち、周南』

(2) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応した地域生活基盤の整備

周南市地域自立支援協議会の事業、協議又は意見を踏まえ、かつ、地域の民間活力、ボランティア団体等の社会資源の活用を図りながら、障害者の地域生活移行や就労支援等の課題に対応した地域生活基盤の整備に努めます。

指定障害福祉サービスや地域生活支援事業で提供することができない支援の在り方について、周南市地域自立支援協議会の専門部会等で検討していきます。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 圏域単位の訪問系サービス・日中活動系サービスの提供体制の整備

山口県と連携しながら、山口県の定める周南圏域（周南市、下松市、光市）を単位として、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、及び日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の提供体制の整備を図るため、既設の事業所の定員拡大や、新規の事業所の開設を支援します。

これらのサービスの質を向上させるものとして、平成24年4月からは介護職員等（ホームヘルパー、生活支援員、介護福祉士等）が、たんの吸

引や経管栄養を実施できるようになりました。山口県が行う基本研修や事業所登録等に関する情報の提供に努めます。

(2) グループホーム等の充実を図り、入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所や病院への入院から、地域生活への移行を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進や、地域の企業、関係機関との協力、連携を図りながら、障害者の福祉施設から一般就労への移行や就労後の支援の充実を図ります。

また、平成23年4月に発足した周南市障害者施設共同受注センター協議会と連携して、市業務の福祉施設等への受注機会の拡大、優先発注に取り組みます。

(4) 障害児支援のための基盤整備

児童福祉法の改正により、身近な地域で支援が受けられるよう、平成24年度からは、障害種別に分かれた障害児施設の体系が、通所支援と入所支援にそれぞれ一元化され、通所支援については、支給決定の実施主体が県から市へ移管されることとなりました。また、障害者自立支援法によって提供されてきた児童デイサービスは廃止され、児童福祉法の通所支援に一本化されます。ついては、今までにもニーズが多かった放課後や学校の長期休暇中の支援について、障害児通所支援事業所等の整備を進めていきます。

発達障害については、障害者自立支援法の改正により、同法の障害者の範囲に含まれることが明記されました（平成22年12月施行）。地域自立支援協議会の教育部会では、小児科医、市母子保健担当、保育園・幼稚園担当等を加えた連絡調整会議を設け、発達障害児の就学までの支援について協議をしてきました。今後も、5歳児を対象とした発達相談のあり方等について協議を続けていきます。また、平成24年から始まる児童福祉法の保育所等訪問支援への取り組みを、障害児施設に働きかけていきます。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 相談支援の担い手の確保と基幹相談支援センターの設置

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。障害者自立支援法の改正によりサービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大があったことや、地域相談支援が創設されたことも踏まえ、相談支援の担い手を確保するよう努めます。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置についても検討していきます。

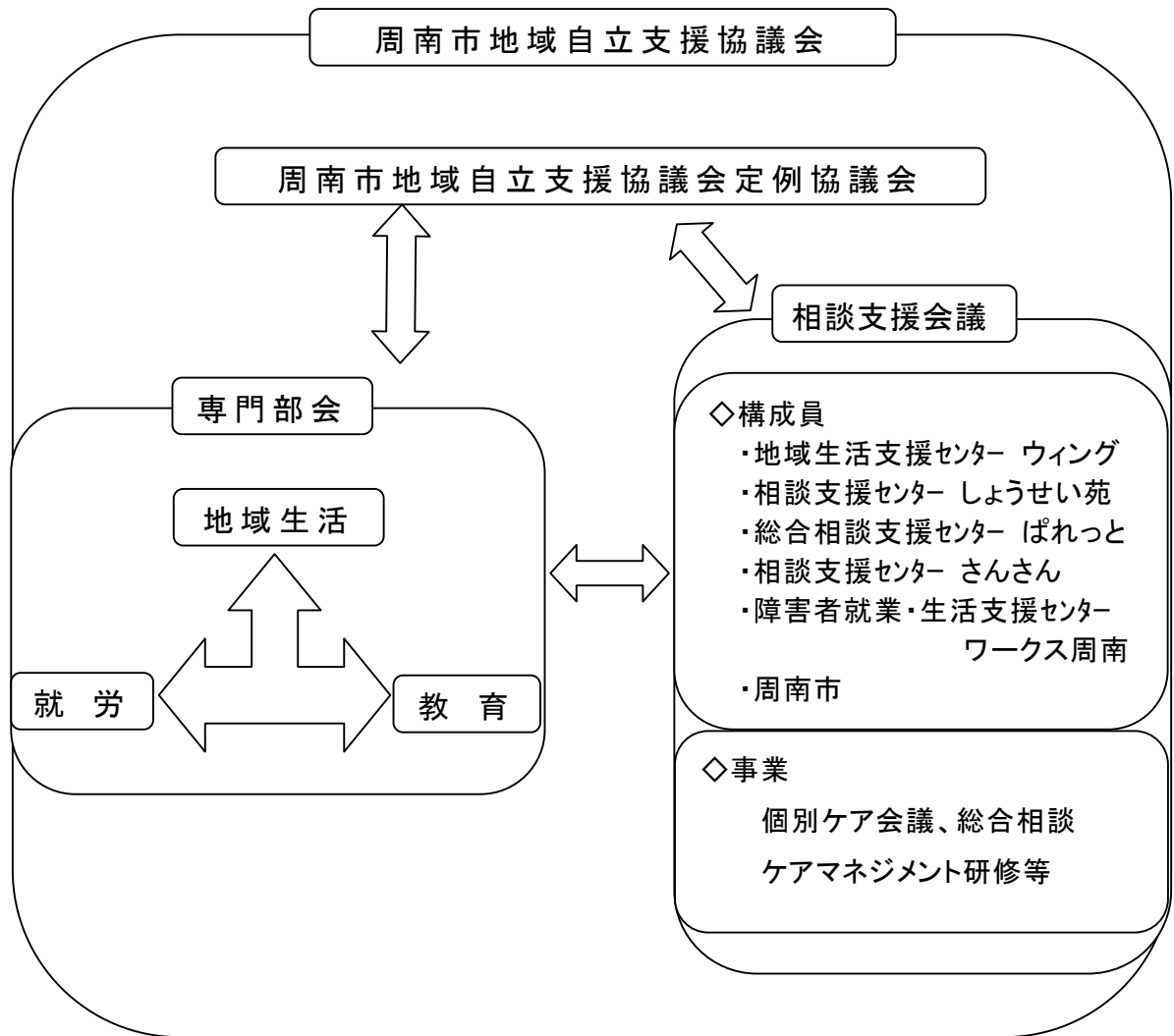
(2) 周南市地域自立支援協議会の機能と役割

周南市では、平成19年5月に、障害者関係団体、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、教育、医療、経済、雇用に関連する分野の関係者、公募委員で構成する周南市地域自立支援協議会を設置しました。この協議会は、定期的な協議を通じて、周南市の障害福祉のシステムづくり、計画の策定及び進行管理について周南市に提言する機能と役割を持っています。

周南市では、この協議会の運営を通して、障害者が抱える個々のケースから見えてくる地域の課題についての情報を共有し、かつ具体的に協議しながら、個々の障害者の適切な障害福祉サービスの利用につながる相談支援体制の構築を図ります。

また、指針で示されている、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援や、平成24年10月から施行される障害者虐待防止法による市障害者虐待防止センターの体制のあり方などの課題についても、周南市地域自立支援協議会の協議を通して、対応を検討していきます。

《 周南市地域自立支援協議会の組織図 》



第4章 平成26年度の数値目標と達成のための取組み

1 施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末までに施設入所から地域生活へ移行する障害者数について、国の指針は、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が地域生活に移行することとするとともに、平成26年度末の施設入所数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減する、というものです。

しかし、次章で述べるように、平成26年度末の本市の施設入所者数の見込数は260人であり、山口県は、目標値を平成26年度末の見込数とする方針を示していますので、この県の方針に基づき、本市の目標値を次のとおりとします。

項目	数 値	備 考
基準時点の施設入所者数(A)	264 人	※平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度の施設入所者数(B)	260 人	※平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	4 人	※差引減少見込数 (割合については、削減見込を入所者(A)で除した値)
	1.5 %	
【目標値】 地域生活移行者数	84 人	※施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ地域移行した者の数 (割合については、地域生活移行者数を入所者(A)で除した値)
	31.8 %	

周南市地域自立支援協議会の地域生活部会では、障害者の地域移行のための「住まい」について協議を進めており、山口県の基金事業を利用した施設入所者の居住体験にも取り組んでいます。

退所者がグループホームやケアホーム、一般住宅等の住まいを確保し、地域生活を送ることができるように、課題の解決を図るための相談支援の充実と、日々の生活を支える訪問系サービスと日中活動系サービスの整備について、山口県その他関係機関と連携・協力していきます。

2 福祉施設の利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労へ移行する障害者数についても、国及び山口県の考え方は、第2期の指針の考え方を踏襲するものです。それは、目標年度である平成26年度の一般就労移行者数を平成17年度の4倍以上とする、というものです。

この考え方にに基づき、本市の目標値を示すと次のとおりとなります。平成22年度において、一般就労した者が12人であったことから、目標値を15人としました。

項目	数値	備考
基準年度の一般就労移行者数	0人	※平成17年度に施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	15人 倍	※平成26年度に施設を退所し、一般就労する者の数

公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターワークス周南、その他関係機関と連携・協力しながら目標達成に努めます。

また、周南市地域自立支援協議会の就労部会では、周南圏域の企業に対する障害者雇用についての周知を継続していきます。

第5章 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

今後の指定障害福祉サービス等の量を見込むため、平成23年7月に総合支援学校の在校生を対象とした進路に関するアンケートを実施しました。また、これまでの利用実績、サービス提供事業所の動向、日常的な相談支援におけるニーズ等を勘案し、山口県との調整後の見込量を設定しています。

1 訪問系サービス

(1) 今後の見込量

区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H24→H26
居宅介護	延利用時間	20,799	21,679	22,999	24,979	+15%
	実利用者数	94	98	104	113	
重度訪問介護	延利用時間	27,961	32,621	37,281	41,941	+29%
	実利用者数	6	7	8	9	
同行援護	延利用時間	2,169	2,400	2,631	2,862	+19%
	実利用者数	28	31	34	37	

(2) 今後の方策

障害者の地域生活を支えるためには、山口県と連携、協力しながら、必要とされるサービスの量的な拡大と、障害者個々に対応したサービスの質的な向上を図る必要があります。

また、今後施設入所者等の地域移行が進み、障害者が一般住宅やケアホーム、グループホームなどに居住し、訪問系サービスを利用することが考えられることから、周南市地域自立支援協議会の協議などをおして課題やニーズの把握に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 今後の見込量

区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H24→H26
生活介護	延利用日数	51,216	75,456	80,736	83,376	+10%
	実利用者数	213	314	336	347	
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	0	660	1,320	1,760	+167%
	実利用者数	0	3	6	8	
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	3,151	4,861	5,621	6,191	+27%
	実利用者数	17	26	30	33	

就労移行支援	延利用日数	4,246	6,746	9,246	11,746	+74%
	実利用者数	17	27	37	47	
就労継続支援 (A型)	延利用日数	5,493	7,093	8,493	10,093	+42%
	実利用者数	27	35	42	50	
就労継続支援 (B型)	延利用日数	31,903	38,573	41,793	44,783	+16%
	実利用者数	141	170	184	197	
療養介護	人分	1	35	36	37	+6%
短期入所	延利用日数	1,255	1,255	1,325	1,465	+17%
	実利用者数	19	19	20	22	

(2) 今後の方策

圏域内の利用定員と見込量についての情報を広く提供するとともに、山口県と連携、協力しながら、見込量の確保に努めます。指定障害福祉サービス事業所の開設や定員の拡大が進まない場合は、地域活動支援センターの拡充等についても検討します。

山口県などが行う障害福祉サービス提供のための人材研修や、周南市地域自立支援協議会の相談支援会議が行なう研修などを通じて、人材の養成に努めます。

また、障害者自立支援法に代わる新しい障害者福祉法制の論議を注視し、サービス提供体制の整備を検討していきます。

3 居住系サービス

(1) 今後の見込量

区分	単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H24→H26
共同生活援助 (グループホーム)	人分	10	13	20	24	+85%
共同生活介護 (ケアホーム)	人分	30	33	43	48	+45%
施設入所支援	人分	189	254	257	260	+2%

(2) 今後の方策

平成24年度から始まる地域相談支援により、今まで以上に施設入所者等の地域移行が進んでいくと思われれます。山口県と連携、協力しながら、グループホームとケアホームの整備に努めます。

4 指定相談支援サービス

(1) 今後の見込量

区 分	単 位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
計画相談支援	人分	—	29	80	179
地域相談支援 (地域移行支援)	人分	—	1	2	3
地域相談支援 (地域定着支援)	人分	—	3	6	10

(2) 今後の方策

障害者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、平成24年度からは、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案を勘案して、支給決定を行うこととなりました。3年間で、全ての障害福祉サービス利用者に対して実施することとされていますので、計画相談支援と障害児相談支援の充実を進めていきます。また、地域移行を進めていくための地域相談支援についても充実を図っていきます。

合わせて、これらの相談支援業務に従事する相談支援専門員の資質の向上を図るための研修に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込量と事業への取組み

1 相談支援事業

相談支援事業は、障害（児）者及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。

区 分	単位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
障害者 相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3
基幹相談支援 センター	設置の有無	—	無	有	有
市町村相談支援 機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無
住宅入居等 支援事業	実施の有無	無	無	無	無
成年後見制度 利用支援事業	実利用 見込者数	0	1	1	1

地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置について検討していきます。

周南市地域自立支援協議会では、障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法を踏まえて、次の役割を強化していきます。

- ・ サービス等利用計画の質の向上を図る役割
- ・ 地域移行のネットワークや資源開発の役割
- ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割

2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を仲介するための事業です。

区 分	単位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
手話通訳者・要約筆記 奉仕員派遣事業	実利用者数	430	430	450	470
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2	2

情報の取得が困難な人が、必要な情報提供を受けられるよう事業の充実を図ります。

3 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害（児）者、知的障害（児）者及び精神障害者に、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図る事業です。

区 分	単 位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	5	12	12	12
自立生活支援用具	給付件数	27	28	31	34
在宅療養等 支援用具	給付件数	6	15	17	19
情報・意思疎通 支援用具	給付件数	36	40	44	48
排泄管理 支援用具	給付件数	984	1,037	1,084	1,113
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	給付件数	4	4	4	4
小 計	給付件数	1,062	1,132	1,188	1,230

今後も制度の周知などに努め、事業の充実を図ります。

4 移動支援事業

障害者等が、必要な外出や社会参加等をするために移動介護などを行う事業です。

区 分	単 位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
移動支援事業	延利用時間	1,371	1,500	1,750	2,000
	実利用者数	42	30	35	40

地域の特性や利用者の状況に応じた対応を検討しながら事業の充実を図ります。

5 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者等に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供するもので、障害者の地域生活の場又は社会参加の場として重要です。

区 分	単 位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
I～Ⅲ型	実施箇所数	2	2	2	2
	実利用者数	74	74	74	74
その他	実施箇所数	2	2	2	2
	実利用者数	39	39	39	39

サービス量の確保のために、市としても必要な助言等を行い、事業の充実を図ります。

6 奉仕員養成研修事業

奉仕員養成研修事業には、手話奉仕員・要約筆記奉仕員・音訳（朗読）奉仕員・点訳奉仕員養成研修があります。

学校など関係機関との連携や広報に努め、事業の充実を図ります。

区 分	単 位	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
奉仕員養成研修事業	登録見込者数	36	37	37	37

7 その他の地域生活支援事業

そのほか周南市では、日中一時支援事業、生活支援事業（療育訓練参加促進事業、療育専門職員招へい事業）訪問入浴サービス事業、社会参加推進事業（点字広報・声の広報発行事業、障害者用自動車改造費助成事業、障害者自動車運転免許取得助成事業）を行なっています。

これからも、周南市地域自立支援協議会の協議、検討を踏まえ、必要な事業の実施を検討します。

参考資料

周南市在住の総合支援学校生徒進路希望（アンケート結果表）

学年	家居	進学	就職	日中活動系サービス								居住系サービス						
				生活介護 (D)	自立訓練 (機能訓練) (E)	自立訓練 (生活訓練) (F)	就労移行 支援 (G)	就労継続 支援A型 (H)	就労継続 支援B型 (I)	地域活動 支援 センター (J)	小計	グループ ホーム (共同生活 援助) (K)	ケアホー ム (共同生活 介護) (L)	施設入所 支援 (M)	小計			
高3			4	3		1				3	4						2	2
高2			4	7						1	3						5	5
高1		2	4	4						1	4							0
小計		2	12	14		1				5	11						7	7
																		0
中3		1		5				1			6						4	4
中2			2	3		1					5			1				1
中1			5	1				1			1							0
小計		1	7	9		1		2			12						4	5
																		0
合計		3	19	23		2		2		5	23						11	12

- ① 調査時期 平成23年7月
- ② 調査対象校
 - ・周南総合支援学校
 - ・徳山総合支援学校
 - ・田布施総合支援学校
- ③ 回答者 総合支援学校担当教諭

利用定員のサービス見込量に対する充足率 [周南圏域内の日中活動系サービス]

サービス種別	H24.1.1現在定員	年間最大受入数 定員×22日 ×12ヶ月	H24年度		H25年度		H26年度	
			見込量	充足率	見込量	充足率	見込量	充足率
生活介護	488	128,832	140,698	92 %	147,946	87 %	152,586	84 %
自立訓練 (生活訓練)	6	1,584	6,188	26 %	7,250	22 %	7,865	20 %
就労移行	21	5,544	10,040	55 %	13,587	41 %	16,731	33 %
就労継続 (A型)	59	15,576	10,396	150 %	12,080	129 %	13,949	112 %
就労継続 (B型)	230	60,720	68,037	89 %	73,474	83 %	78,845	77 %

$$\text{※「充足率」} = \frac{\text{年間最大受入数}}{\text{見込量}}$$